

デジタル改革関連法案ワーキンググループの開催について

令和 2 年 10 月 12 日
デジタル・ガバメント閣僚会議決定

- 1 デジタル・ガバメント閣僚会議運営要領（平成 30 年 6 月 8 日デジタル・ガバメント閣僚会議議長決定）第 6 項に基づき、デジタル改革の基本的考え方や関連法案の整備等の検討のため、デジタル改革関連法案ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。
- 2 ワーキンググループの構成員は、次のとおりとする。

座 長	村井 純	慶應義塾大学 教授
構成員	池田 宜永	都城市長
	遠藤 信博	日本電気株式会社取締役会長
	太田 直樹	株式会社 New Stories 代表取締役
	落合 陽一	メディアアーティスト/筑波大学准教授
	鈴木 英敬	三重県知事
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	米良 はるか	READYFOR 株式会社代表取締役 CEO
	若宮 正子	特定非営利活動法人ブロードバンド スクール協会理事

内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策その他特命事項担当）

内閣情報通信政策監（政府 C I O）

内閣官房副長官補（内政担当）

内閣官房番号制度推進室長

総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）

総務省行政管理局長
総務省自治行政局長
経済産業省商務情報政策局長

- 3 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。
- 4 ワーキンググループの庶務は、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

デジタル改革関連法案ワーキンググループ 作業部会の開催について

令和2年10月12日
デジタル改革関連法案
ワーキンググループ座長決定

- 1 デジタル改革関連法案ワーキンググループの開催について
(令和2年10月12日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)
第5項に基づき、デジタル改革の基本的考え方や関連法案の整備等の検討に向けた円滑な論点整理を行うため、デジタル改革関連法案ワーキンググループの下に作業部会を開催する。
- 2 作業部会の構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。

座長	内閣官房副長官（事務）
副座長	内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策その他特命事項担当） 内閣官房副長官補（内政担当）
構成員	内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室長代理（副政府CIO） 内閣官房番号制度推進室長 内閣府大臣官房長 警察庁長官官房長 金融庁総合政策局政策立案総括審議官 消費者庁次長 復興庁統括官 総務省大臣官房長 総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）

総務省行政管理局長
総務省自治行政局長
法務省大臣官房長
外務省大臣官房長
財務省大臣官房長
文部科学省大臣官房長
厚生労働省厚生労働審議官
農林水産省大臣官房長
経済産業省大臣官房長
経済産業省商務情報政策局長
国土交通省総合政策局長
環境省大臣官房長
防衛省整備計画局長
オブザーバー 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター
副センター長

- 3 作業部会は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。
- 4 作業部会の庶務は、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、作業部会の運営に関する事項
その他必要な事項は、座長が定める。

デジタル社会実現に向けたIT総合戦略本部の推進体制

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT総合戦略本部)

※ 設置根拠：IT基本法 第25条

本部長：内閣総理大臣

副本部長：デジタル改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

本部：本部長・副本部長以外の全国務大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)、有識者(10名)

官民データ活用推進戦略会議

※ 設置根拠：官民データ活用推進基本法 第20条

議長：内閣総理大臣

副議長：デジタル改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

議員：議長・副議長以外の全国務大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)、有識者(10名)

合同会議

デジタル・ガバメント閣僚会議

※ 設置根拠：IT総合戦略本部長決定

議長：内閣総理大臣

副議長：内閣官房長官、デジタル改革担当大臣

構成員：議長、副議長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監

新戦略推進専門調査会

※ 設置根拠：IT総合戦略本部決定

会長：内閣情報通信政策監(政府CIO)

委員：有識者(13名)

※本調査会の有識者は、官民データ活用推進基本計画実行委員会委員を兼任

官民データ活用推進基本計画 実行委員会

※ 設置根拠：官民データ活用推進戦略会議
長決定

会長：村井純 慶應義塾大学教授
委員：有識者(21名)、行政機関職員

マイナンバー制度及び 国と地方のデジタル基盤 抜本改善WG

主査：内閣官房副長官補(内政担当)
構成員：有識者6名、行政機関職員

デジタル改革 関連法案WG

座長：村井純 慶応大学教授
構成員：有識者9名、行政機関職員

データ戦略 タスクフォース

主査：内閣総理大臣補佐官
構成員：有識者11名、行政機関職員

作業部会

座長：内閣官房副長官
構成員：行政機関職員

地方の官民データ活用推進計画に関する委員会

EBPM推進委員会

道路交通WG

自動運転に係る
制度整備大綱SWG

オープンデータWG

データ流通・活用WG

港湾の電子化(サイバーポート)推進委員会

5Gと交通信号機との連携によるトラステッドネットの
全国展開に向けた関係府省等連絡会議

デジタル・ガバメント分科会

座長：森田朗 津田塾大学総合政策学助教授
※新戦略推進専門調査会委員を兼任